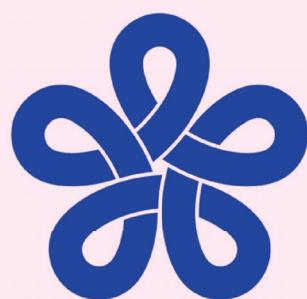
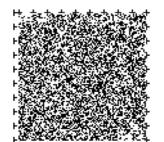


福岡県医療的ケア児支援 情報ハンドブック

～医療的ケアが必要な障がい児をケアするご家族へ～

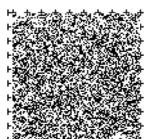


福岡県
令和2年3月



目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1 はじめに | 1 |
| 2 レスパイトケアとは | 1 |
| 3 医療的ケア児とは | 1 |
| 4 レスパイトケアを活用してみましょう | 2 |
| 5 Q&A | 3 |
| 6 医療的ケア児支援に活用できる制度 | 4 |
| 7 サービス利用の手続き | 11 |
| 8 相談窓口等のご紹介 | 12 |
| 9 その他の支援制度（医療費、手当、各種割引） | 19 |
| 10 人工呼吸器等を使用されている皆さんへ | 32 |
| 11 2019ふくおか県障がい児者美術展作品 | 36 |



1 はじめに

近年、医療技術の進歩等を背景として、日常的にたんの吸引や経管栄養が必要であるなど、医療的ケアが必要な障がい児（以下「医療的ケア児」）が増加しています。

厚生労働省の調査では、全国に医療的ケア児は約20,000人（平成30年度推計値）、福岡県では約800人の医療的ケア児がいるとされています。平成30年度に実施した「福岡県における在宅の医療的ケア児者の実態調査」では、回答数292件のうちの46.6%、136件が医療的ケア児からの回答でした。

このハンドブックでは、在宅で医療的ケア児の介護を行っているご家族のお役にたてるよう、レスパイトケア等の各種支援施策や相談窓口についてご紹介しています。

本ハンドブックの作成にあたり、ご意見、メッセージをお寄せいただいた関係者の皆さんに心より感謝申し上げます。

2 レスパイトケアとは

医療的ケア児は、常時介護や医療的ケアが必要な方が多いため、介護を担うご家族への負担が非常に大きくなります。たとえば深夜にも数時間おきのたんの吸引などにより睡眠さえも十分に取れないご家族もいます。そのご家族への負担を少しでも和らげるためには休息（レスパイト）が必要です。介護を行うご家族が休息を取れるよう支援を行うことをレスパイトケアといいます。

3 医療的ケア児とは

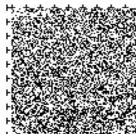
医療的ケア児とは、たんの吸引や経管栄養など、日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいいます。医療的ケアが必要である以外は障がいがない、動ける医療的ケア児や身体、知的に重度の障がいがある重症心身障がい児など、医療的ケア児の様態は様々です。

医療的ケア児は、次のような健康管理上留意すべき点があります。

| | |
|----|-------------------|
| 1 | 低体温、こもり熱になりやすい |
| 2 | 体温調節が難しい |
| 3 | 脱水を起こしやすい |
| 4 | 換気障害や呼吸器感染を起こしやすい |
| 5 | 便秘、消化不良を起こしやすい |
| 6 | 排尿障害を起こしやすい |
| 7 | 骨折、脱臼しやすい |
| 8 | ストレスの表出、発散が苦手 |
| 9 | 環境の変化への適応が苦手 |
| 10 | 誤嚥しやすい |

参考 身体障害者手帳の等級（呼吸器機能）

| 等級 | 呼吸器機能障害 |
|----|-------------------------------------|
| 1級 | 呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの |
| 3級 | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| 4級 | 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |



4 レスパイトケアを活用してみましょう

まずはどのようなレスパイトケアが利用できるかケース別に見ていきましょう。

ケース① 家で医療的ケア児の介護を行う家族の負担が大きい場合など。

障がい福祉サービスである居宅介護を受けることができる場合があります。居宅介護では、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護サービスが利用できます。当サービスの支給決定、サービス支給量の決定は市町村が行います。

また、各種保険が適用される訪問看護が利用できます。訪問看護は、看護師が居宅を訪問して、主治医の指示や連携により、看護ケアを提供します。

なお、「医療的ケア児在宅レスパイト事業」を実施している市町村については、訪問看護を利用している場合、訪問看護ステーションの看護師による看護ケアが受けられる場合があります。

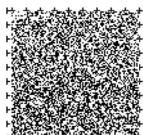
ケース② きょうだい児の参観や介助者の通院等で、日中、医療的ケア児の介護を行う人がいなくなる場合など。

障がい福祉サービス事業所等において、活動の場の提供や見守り等の支援（日中一時支援事業）を受けることができます。

当サービスの支給決定、サービス支給量の決定は市町村が行います。

ケース③ 平日の昼間に療育支援を受けたい場合など。

医療的ケア児の状況とサービス提供を行う事業所の受入れ体制によりますが、年齢や支援の区分に応じて、（医療型）児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの福祉サービスを利用できる場合があります。福祉サービスの支給決定、サービス支給量の決定は市町村が行います。



5 Q & A

Q1

医療的ケア児の親となり何から始めたらよいのかわかりません。障がい児者向けの福祉サービスを利用するにはどうしたらよいのでしょうか。

A1

まずは市区町村の障がい福祉窓口（12～13ページ）にご相談下さい。お子様の障がいの程度に応じて、支援制度や相談支援事業所の紹介が受けられます。

相談支援事業所では、相談支援専門員や医療的ケア児等コーディネーターが相談に対応してくれます。医療的ケア児支援のためのサービス利用計画を作成してもらい、市町村のサービス支給決定を受け、障がい福祉サービス事業者との契約により障がい福祉サービスが利用できるようになります。（利用の手続きの流れについては11ページ参照）

Q2

医療的ケア児の親です。介護や子育てで同じ悩みを持つ方のお話を聞きたいです。また、就学前の子育て支援や就学が気になります。

A2

県内には医療的ケア児や重症心身障がい児者の家族会等の団体があり、そこでは親として先輩である方との出会いや、つどいなどを通して介護、子育てに向き合っていらっしゃる方と知り合う機会もあると思います。17ページに紹介している親の会、団体等に連絡してみてはいかがでしょうか。

また、子育て支援について、市町村ごとに支援・補助の内容が異なりますので、市区町村の障がい福祉窓口（12～13ページ）、教育委員会にご相談ください。

Q3

医療的ケア児への経済的支援制度はありますか。

A3

障害児福祉手当（22ページ）や特別児童扶養手当（23ページ）などの経済的支援があります。ただし要件がありますので市区町村障がい福祉窓口にご相談下さい。また経済的支援以外にも、子ども医療費支給制度等の医療費補助（19～22ページ）や、日常生活用具給付（28～30ページ）もご利用いただけます。



6 医療的ケア児支援に活用できる制度

ケース別にご紹介した制度も含めて利用可能な制度についてご紹介します。

居宅への訪問で活用できる制度

障がい児であれば、障害者総合支援法に基づく居宅介護、児童福祉法に基づく居宅訪問型児童発達支援が利用できます。窓口は市区町村障がい福祉担当課になります。申請して支給決定がされるとサービス事業者との契約で利用できるようになります。自己負担は原則1割負担ですが、所得等に応じた減免や一部事業の無償化（未就学児）もあります。

また、障がい児の療育事業として訪問による障がい児等療育支援事業を自治体事業として実施しています。

なお、医療行為である診療の補助（注射、点滴など）が必要な方は各種保険が適用となる訪問看護が利用できます。訪問看護は、看護師が居宅を訪問して、主治医の指示や連携により看護ケアを提供する医療、介護サービスです。

● 居宅介護（障がい福祉サービス）

日常生活を営むことに支障のある障がい児者のために、ホームヘルパーが居宅に訪問して、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【対象者】

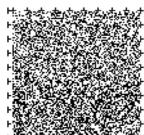
○障がい支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、次のいずれにも該当すること

- ① 障がい支援区分が区分2以上に該当していること
- ② 障がい支援区分の認定調査項目のうち、下記のいずれかに該当する者
 - ・「歩行」：「全面的な支援が必要」
 - ・「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - ・「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - ・「排尿」：「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - ・「排便」：「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

● 居宅訪問型児童発達支援（障がい児通所支援）

外出が著しく困難な障がい児の日常生活における基本的な動作を指導し、知識技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。



【対象者】

○人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にあり、(医療型)児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である障がい児

● 障がい児等療育支援事業（自治体事業）

居宅に訪問して行う「在宅支援訪問療育等指導事業」が利用できます。在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ること等を目的とした事業です。利用料金は無料です。施設へ直接お申込み下さい。（実施施設は18～19ページ参照）

※医療的ケアへの対応は各施設により異なりますので、事前に施設にご相談ください。

※福岡市の障がい児等療育支援事業は就学前の障がいのある児童のみ対象です。

● 訪問看護（医療保険）

訪問看護とは、看護師等が居宅を訪問して行う看護です。主治医の指示に従い、病状の観察や医療処置、医療機器の管理など療養する上で必要な看護ケアを行います。

各種保険に応じた自己負担額が生じますが、「重度障がい者医療費支給制度」や「子ども医療費支給制度」（20ページ）に該当する場合は、その併用により軽減することができます。

訪問看護の利用を希望される場合、主治医やお近くの訪問看護ステーション、地域包括支援センター、地域在宅医療支援センターにご相談ください。

● 訪問診療（医療保険）

定期的に医療が必要な状態で、通院が困難な患者さんの居宅を、訪問診療に対応している診療所や病院から医師が訪問し、診察や治療を行います。通院が困難な場合は、主治医や訪問看護師にご相談ください。

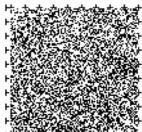
各種保険に応じた自己負担額が生じますが、「重度障がい者医療費支給制度」や「子ども医療費支給制度」（20ページ）に該当する場合は、その併用により軽減することができます。

● 医療的ケア児在宅レスパイト事業（市町村任意事業）

医療的ケア児の看護に訪問看護ステーションを利用する場合に、訪問看護ステーションの看護師が、在宅の医療的ケア児を訪問（自宅以外の場所を含む）して行う看護（健康保険法の適用となる訪問看護を除く）に係る費用を助成します。

【対象者】

訪問看護を利用している在宅の医療的ケア児及びその家族
利用するには、市町村及び訪問看護ステーションにご相談ください。



施設への通所で活用できる制度

障がい児であれば障がい児通所支援が利用できます。

障がい児通所支援とは、児童福祉法に基づき、障がい児の状況に応じて支給される障がい児通所給付です。窓口は市区町村福祉担当課になります。申請して支給決定がされるとサービス事業者との契約で利用できるようになります。

なお、自己負担は原則1割負担ですが、所得等に応じた減免や一部事業の無償化（未就学児）もあります。

事業所によっては送迎も行っています。

● (医療型) 児童発達支援（障がい児通所支援）

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作を指導し、知識技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。医療型では治療も行います。

● 放課後等デイサービス（障がい児通所支援）

小中学校等に就学している障がい児について、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

● 保育所等訪問支援（障がい児通所支援）

保育所、幼稚園等に通所している障がい児について、障がい児が通う施設を支援員等が訪問して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

● 日中一時支援事業（市町村事業）

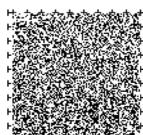
日中に介護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とした事業です。施設への通所による事業です。申込み窓口は市区町村障がい福祉担当課です。利用料は窓口にお問い合わせ下さい。

● 障がい児等療育支援事業（自治体事業）

通所による「在宅支援外来療育等指導事業」が利用できます。在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ること等を目的とした事業です。利用料金は無料です。施設に直接お申込み下さい。（実施施設は18～19ページ参照）

※医療的ケアへの対応は各施設により異なりますので、事前に施設にご相談ください。

※福岡市の障がい児等療育支援事業は就学前の障がいのある児童のみ対象です。



施設への一時的な短期入所などで活用できる制度

施設への短期入所については、障がい児者とともに障がい福祉サービスが利用できます。居住市町村にて支給決定を受け、施設との契約で利用できます。自己負担は原則1割負担ですが、所得等に応じて減免もあります。

● (医療型) 短期入所 (障がい福祉サービス)

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【対象者】

- (1) 福祉型 (障がい者支援施設等において実施)
 - ・障がい支援区分が区分1以上である障がい者
 - ・障がい児の支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児
 - (2) 医療型 (病院、診療所、介護老人保健施設において実施)
 - ・遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有する者及び重症心身障がい児・者 等
- ※宿泊しない日中預かりの医療型特定短期入所もあります。

● 在宅難病患者レスパイト入院事業 (福岡県事業)

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者が、ご家族等の介護者の休息等により在宅療養が困難になった場合に、難病診療連携コーディネーターが一時的に入院できる病院を調整し、在宅療養の継続を支援します。

レスパイト入院をご希望の方は、下記窓口にご相談ください。

【対象者】

次に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1) 福岡県に住所を有する者
- (2) 特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証を持ち、在宅療養中で人工呼吸器(非侵襲的陽圧換気法を含む)を使用する者。
- (3) 家族等の介護者の病気治療や休息(レスパイト)、出産または冠婚葬祭への出席等の理由により、必要な介護が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある者。

【利用日数】

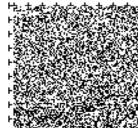
1回あたり14日以内のレスパイト入院を、同一年度内に2回まで利用可。

【窓口】

福岡県難病ネットワーク 難病診療連携コーディネーター

〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1 九州大学病院 北棟 2階

TEL 092-643-1379 FAX 092-643-1389



● 小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業（自治体事業）

在宅で日常的に医療的ケアを必要とされている児童が、介護者の休息等により在宅療養が困難となった際に、一時的に医療機関に入院できるように支援します。

【対象者】

小児慢性特定疾病医療受給者証を持ち、次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 福岡県に住所を有する児童等
- (2) 医療受給者証において人工呼吸器等装着認定を受けている児童等、または、医療受給者証において重症患者認定を受け次のいずれかの状態にある児童等。
 - ア 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している
 - イ 気管切開を行っている
 - ウ 常時頻回の喀痰吸引を実施している（概ね1日に8回以上）
- (3) 介護者の疾病や疲労、またはきょうだい児の看護や学校事業等により、必要な療養上の介護等が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある児童等。

【利用日数】

各自治体が承認した期間内で14日間を限度に利用することができます。承認期間内で延べ14日以内であれば、入院回数に制限はありません。

【窓口】

県保健福祉（環境）事務所、北九州市各区役所保健福祉課、福岡市各区保健福祉センター健康課、大牟田市子ども家庭課（令和2年度まで）、久留米市保健所

施設への入所により活用できる制度

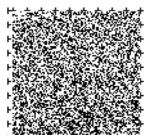
障がい児であれば障がい児入所支援を利用できます。障がい福祉サービスについては居住市町村から、障がい児入所支援については管轄の児童相談所から支給決定を受け、施設との契約で利用できます。自己負担は原則1割負担ですが、所得等に応じた減免や無償化（未就学児）もあります。

● 医療型障がい児入所施設（障がい児入所支援）

障がいのある児童を入所により、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能訓練を行う施設です。「医療型」は福祉サービスと併せて治療を行います。

【対象者】

重症心身障がい児、肢体不自由児等



特別支援学校に通学する児童生徒等が活用できる制度

1 県立特別支援学校

● 特別支援学校医療的ケア体制整備事業

日常的に医療的ケアを必要とし、県立特別支援学校に通学するお子様が、安全に教育を受けられる環境を整備することを目的に、看護師を配置する取組を行っています。

【対象者】

日常的に、たんの吸引や経管栄養、導尿などの医療的ケアを行う必要がある県立特別支援学校に通学する幼児児童生徒で、在学する学校の校長が実施可能と認めた者

【費用等】

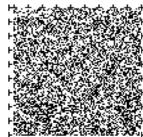
本事業で実施する医療的ケアに係る主治医の指示書等の受領に要する費用は保護者負担となります。また、お子様の医療的ケアに必要な器具（吸引器等）は各家庭で御準備いただきます。

【相談窓口】

県立特別支援学校では、教育相談・学校見学を随時受け付けています。具体的な日時や申込方法等については、各学校にお尋ねください。

県立特別支援学校一覧

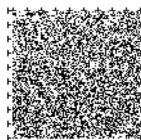
| | 学 校 名 | 障がい種別 | 所 在 地 | 連絡先 |
|---|-----------------|-------|-----------------------------------|---|
| 1 | 築城特別支援学校 | 知的障がい | 築上郡築上町築城 1561 | TEL0930-52-3121 FAX0930-52-1574 |
| | | 肢体不自由 | | |
| 2 | 小倉聴覚特別支援学校 | 聴覚障がい | 北九州市小倉北区三郎丸 2 丁目 9-1 | TEL093-921-3600 FAX093-931-9904 |
| 3 | 北九州視覚特別支援学校 | 視覚障がい | 北九州市八幡東区高見 5 丁目 1-12 | TEL093-651-5419 FAX093-651-9095 |
| 4 | 特別支援学校「北九州高等学園」 | 知的障がい | 中間市大辻町 18-1 | TEL093-246-3000 FAX093-246-3010 |
| 5 | 古賀特別支援学校 | 知的障がい | 【小・中】(知的障がい・病弱) 古賀市千鳥 4 丁目 3-1 | 【小・中】 TEL092-943-8674 FAX092-943-9159 |
| | | 病弱 | 【高】(知的障がい) 古賀市千鳥 3 丁目 4-1 | 【高】 TEL092-942-7175 FAX092-944-4562 |
| 6 | 福岡特別支援学校 | 肢体不自由 | 糟屋郡新宮町緑ヶ浜 4 丁目 1-1 | TEL092-963-0031 FAX092-963-3271 |
| 7 | 福岡聴覚特別支援学校 | 聴覚障がい | 福岡市早良区荒江 3 丁目 2-1 | TEL092-821-1212 FAX092-822-9861 |
| 8 | 福岡高等聴覚特別支援学校 | 聴覚障がい | 福岡市早良区荒江 3 丁目 2-2 | TEL092-845-6931 FAX092-822-6503 |



| | 学 校 名 | 障がい種別 | 所 在 地 | 連絡先 |
|----|--------------------------|-------------------|-------------------|------------------------------------|
| 9 | 太宰府特別支援学校 | 知的障がい | 太宰府市大字大佐野 557-1 | TEL092-924-5055 |
| | | 肢体不自由 | | FAX092-924-5089 |
| 10 | 福岡視覚特別支援学校 | 視覚障がい | 筑紫野市牛島 114 | TEL092-924-1101 FAX092-928-8742 |
| 11 | 福岡高等視覚特別支援学校 | 視覚障がい | 筑紫野市牛島 151 | TEL092-925-3053 FAX092-925-5061 |
| 12 | 特別支援学校「福岡高等学園」 | 知的障がい | 筑紫野市古賀 304 | TEL092-921-2244 FAX092-928-0845 |
| 13 | 小郡特別支援学校 | 知的障がい | 小郡市下岩田 2341-3 | TEL0942-73-3437 FAX0942-72-9217 |
| 14 | 久留米聴覚特別支援学校 | 聴覚障がい | 久留米市高良内町 2935 | TEL0942-44-2304 FAX0942-45-0139 |
| 15 | 田主丸特別支援学校 | 肢体不自由 | 久留米市田主丸町石垣 1190-1 | TEL0943-73-1537 FAX0943-72-4341 |
| 16 | 柳河特別支援学校 (大牟田分教室) | 視覚障がい | 柳川市三橋町今古賀 170 | TEL0944-73-2263 FAX0944-73-6291 |
| | | 肢体不自由 (病弱) | | |
| 17 | 筑後特別支援学校 | 知的障がい | 筑後市下北島 318 | TEL0942-53-0528 FAX0942-52-0329 |
| 18 | 川崎特別支援学校 | 知的障がい | 田川郡川崎町川崎 2343 | TEL0947-72-7788 FAX0947-72-6701 |
| 19 | 嘉穂特別支援学校 | 知的障がい | 嘉麻市鴨生 328-1 | TEL0948-42-1511 FAX0948-42-4508 |
| 20 | 直方特別支援学校 | 聴覚障がい | 直方市下境 410-2 | TEL0949-24-5570 FAX0949-24-5508 |
| | | 知的障がい | | |
| | | 肢体不自由 | | |

2 市立特別支援学校

北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市が設置する特別支援学校に通学される方は、各市教育委員会にお尋ねください。



7 サービス利用の手続き

障がい福祉サービス及び障がい児通所支援について

障がい福祉サービスや障がい児通所支援のご利用手続きは、以下の流れになります。なお、市区町村の窓口ではその他の相談もできますし、相談支援事業所の紹介も受けられます。まずは市区町村窓口に相談しましょう。

- ① 市区町村の障がい福祉担当課に申請し、障がい支援区分について認定を受けます。
※訓練等給付は、共同生活援助（入浴、排せつ、または食事等の介護を伴うもの）
の利用申請を除き、障がい支援区分認定を受ける必要はありません。また障がい
児通所支援の申請に際し、区分の認定は必要ありません。



- ② 障がい支援区分の認定後、相談支援事業所に「サービス等利用計画案」(障がい児の場合は「障がい児支援利用計画案」以下、同じ)を作成してもらい、市区町村に提出します。



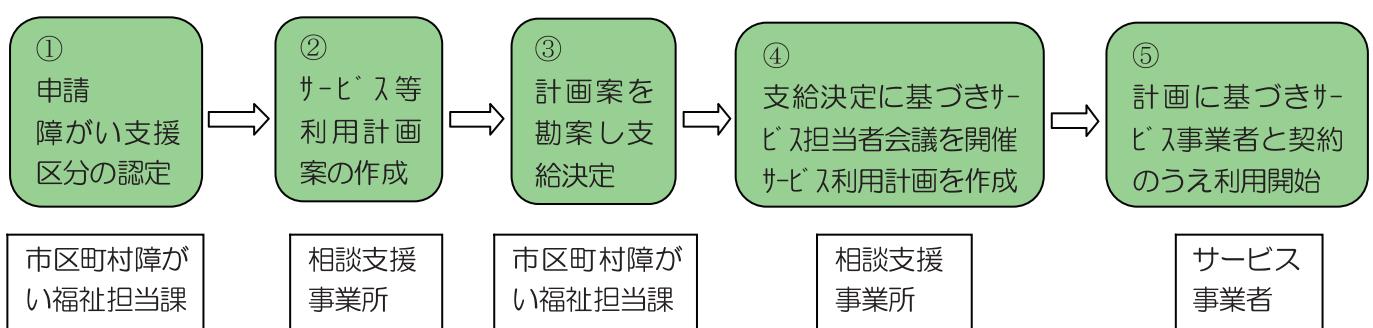
- ③ 市区町村は計画案や勘案すべき事項をふまえて、サービス支給について支給決定します。



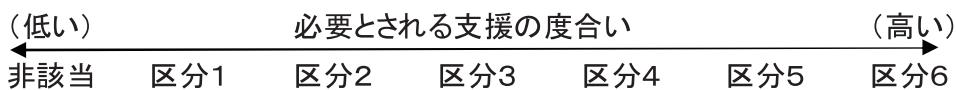
- ④ 相談支援事業所は、支給決定された後にサービス担当者会議を開き、サービス事業者等の連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成します。



- ⑤ サービス等利用計画に基づきサービス事業者と契約を締結のうえ、サービス利用が開始されます。



※ 障がい支援区分は、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。



※ サービス事業者の情報は、県ホームページ(障がい福祉課ページ)をご参照下さい。

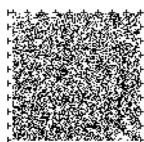


8 相談窓口等のご紹介

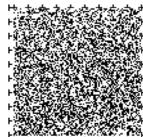
市区町村窓口

ご相談はお住まいの市区町村障がい福祉担当窓口で行ってください。障がい福祉サービスや障がい児通所支援の支給決定や各種相談を受けています。(市町村によって、支給決定や各種相談窓口が異なる場合があります。)

| 市町村名 | 担当課 | 連絡先 | 市町村名 | 担当課 | 連絡先 |
|------|------------------|------------------------------------|------|-------------|------------------------------------|
| 北九州市 | 門司区保健福祉課 | TEL093-321-4800 FAX093-321-4802 | 福岡市 | 東区福祉・介護保険課 | TEL092-645-1067 FAX092-631-2191 |
| | 小倉北区保健福祉課 | TEL093-582-3430 FAX093-562-1382 | | 博多区福祉・介護保険課 | TEL092-419-1079 FAX092-441-1701 |
| | 小倉南区保健福祉課 | TEL093-952-4800 FAX093-923-0520 | | 中央区福祉・介護保険課 | TEL092-718-1100 FAX092-715-5010 |
| | 若松区保健福祉課 | TEL093-751-4800 FAX093-751-0044 | | 南区福祉・介護保険課 | TEL092-559-5121 FAX092-512-8811 |
| | 八幡東区保健福祉課 | TEL093-671-4800 FAX093-662-2781 | | 城南区福祉・介護保険課 | TEL092-833-4102 FAX092-822-0911 |
| | 八幡西区保健福祉課 | TEL093-645-4800 FAX093-642-2941 | | 早良区福祉・介護保険課 | TEL092-833-4353 FAX092-831-5723 |
| | 戸畠区保健福祉課 | TEL093-881-4800 FAX093-881-5353 | | 西区福祉・介護保険課 | TEL092-895-7064 FAX092-881-5874 |
| 大牟田市 | 福祉課 | TEL0944-41-2663 FAX0944-41-2664 | 志免町 | 福祉課 | TEL092-935-1038 FAX092-935-2469 |
| 久留米市 | 障害者福祉課 | TEL0942-30-9035 FAX0942-30-9752 | 須恵町 | 健康福祉課 | TEL092-932-1151 FAX092-933-6626 |
| 直方市 | 健康福祉課 | TEL0949-25-2139 FAX0949-25-2135 | 新宮町 | 健康福祉課 | TEL092-962-0239 FAX092-962-0725 |
| 飯塚市 | 社会・障がい者福祉課 | TEL0948-22-5500 FAX0948-21-6356 | 久山町 | 福祉課 | TEL092-976-1111 FAX092-976-2463 |
| 田川市 | 高齢障害課 | TEL0947-85-7130 FAX0947-42-2000 | 粕屋町 | 介護福祉課 | TEL092-938-0229 FAX092-938-9522 |
| 柳川市 | 福祉課 | TEL0944-77-8514 FAX0944-73-9211 | 芦屋町 | 福祉課 | TEL093-223-3530 FAX093-222-2010 |
| 八女市 | 福祉課 | TEL0943-23-1335 FAX0943-22-7099 | 水巻町 | 福祉課 | TEL093-201-4321 FAX093-201-4423 |
| 筑後市 | 福祉課 | TEL0942-65-7022 FAX0942-53-1589 | 岡垣町 | 福祉課 | TEL093-282-1211 FAX093-282-1299 |
| 大川市 | 福祉事務所 | TEL0944-85-5532 FAX0944-86-8483 | 遠賀町 | 福祉課 | TEL093-293-1234 FAX093-293-0806 |
| 行橋市 | 地域福祉課 障がい者支援室 | TEL0930-25-1111 FAX0930-22-7952 | 小竹町 | 福祉課 | TEL09496-2-1219 FAX09496-2-1140 |



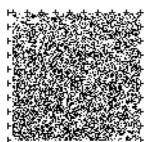
| 市町村名 | 担当課 | 連絡先 | 市町村名 | 担当課 | 連絡先 |
|------|--------|------------------------------------|------|-----------|------------------------------------|
| 豊前市 | 福祉課 | TEL0979-82-1111 FAX0979-82-9222 | 鞍手町 | 福祉人権課 | TEL0949-42-2111 FAX0949-42-5693 |
| 中間市 | 福祉支援課 | TEL093-246-6282 FAX093-244-0579 | 桂川町 | 健康福祉課 | TEL0948-65-0001 FAX0948-65-0078 |
| 小郡市 | 福祉課 | TEL0942-72-2111 FAX0942-73-2555 | 筑前町 | 福祉課 | TEL0946-23-8490 FAX0946-24-8751 |
| 筑紫野市 | 生活福祉課 | TEL092-923-1111 FAX092-923-5230 | 東峰村 | 保健福祉課 | TEL0946-74-2311 FAX0946-74-2722 |
| 春日市 | 福祉支援課 | TEL092-584-1111 FAX092-584-1154 | 大刀洗町 | 健康福祉課 | TEL0942-77-2266 FAX0942-77-3063 |
| 大野城市 | 福祉課 | TEL092-580-1852 FAX092-573-8083 | 大木町 | 福祉課 | TEL0944-32-1060 FAX0944-32-1054 |
| 宗像市 | 福祉課 | TEL0940-36-3135 FAX0940-36-5856 | 広川町 | 福祉課 | TEL0943-32-1113 FAX0943-32-5164 |
| 太宰府市 | 福祉課 | TEL092-921-2121 FAX092-925-0294 | 香春町 | 福祉課 | TEL0947-32-8415 FAX0947-32-4815 |
| 古賀市 | 福祉課 | TEL092-942-1150 FAX092-942-1154 | 添田町 | 保健福祉環境課 | TEL0947-82-1232 FAX0947-82-5508 |
| 福津市 | 福祉課 | TEL0940-43-8189 FAX0940-34-3881 | 糸田町 | 福祉課 | TEL0947-26-1241 FAX0947-26-1651 |
| うきは市 | 福祉事務所 | TEL0943-75-4961 FAX0943-75-4963 | 川崎町 | 福祉課 | TEL0947-72-3000 FAX0947-72-3577 |
| 宮若市 | 子育て福祉課 | TEL0949-32-0541 FAX0949-32-9430 | 大任町 | 福祉課 | TEL0947-63-3004 FAX0947-63-3813 |
| 嘉麻市 | 社会福祉課 | TEL0948-42-7458 | 赤村 | 住民課 | TEL0947-62-3000 FAX0947-62-3007 |
| 朝倉市 | 福祉事務所 | TEL0946-28-7551 FAX0946-22-5199 | 福智町 | 福祉課 | TEL0947-22-7763 FAX0947-22-5173 |
| みやま市 | 福祉事務所 | TEL0944-64-1530 FAX0944-64-1519 | 苅田町 | 地域福祉課 | TEL093-434-1039 FAX093-435-0023 |
| 糸島市 | 福祉支援課 | TEL092-332-2073 FAX092-321-1139 | みやこ町 | 子育て・健康支援課 | TEL0930-32-2725 FAX0930-32-2735 |
| 那珂川市 | 福祉課 | TEL092-953-2211 FAX092-953-2312 | 吉富町 | 健康福祉課 | TEL0979-24-1123 FAX0979-24-3219 |
| 宇美町 | 福祉課 | TEL092-934-2278 FAX092-933-7512 | 上毛町 | 長寿福祉課 | TEL0979-72-3188 FAX0979-84-8021 |
| 篠栗町 | 福祉課 | TEL092-947-1356 FAX092-947-5641 | 篠上町 | 福祉課 | TEL0930-56-0300 FAX0930-56-0334 |



基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的機関として、相談、情報提供、助言を行うと共に、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行っています。

| 基幹相談支援センター | 住 所 | 電話番号・FAX |
|---------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 福岡市障がい者基幹相談支援センター | 福岡市中央区長浜 1-2-8 (あいあいセンター4階) | TEL092-406-2580 FAX092-738-3382 |
| 北九州市障害者基幹相談支援センター | 北九州市戸畠区汐井町 1-6 ウェルとばた 6 階 | TEL 093-861-3045 FAX093-861-3095 |
| 久留米市東部障害者基幹相談支援センター | 久留米市田主丸町中尾 1274 番地 2 | TEL 0943-73-0045 FAX0943-73-0046 |
| 久留米市西部障害者基幹相談支援センター | 久留米市安武町武島 468番地2 | TEL 0942-27-2038 FAX0942-27-2058 |
| 久留米市南部障害者基幹相談支援センター | 久留米市藤山町 1764番地4 | TEL 0942-51-8555 FAX0942-22-2275 |
| 久留米市北部障害者基幹相談支援センター | 久留米市長門石1丁目1番32号 総合福祉会館2F | TEL 0942-65-7855 FAX0942-65-7844 |
| 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター | 飯塚市忠隈 523 飯塚市役所穂波庁舎 3 階 | TEL 0948-43-4006 FAX0948-43-4021 |
| 八女地区障害者基幹相談支援センター | 八女市本町 17-2 ※八女市、広川町区域を対象 | TEL 0943-22-2610 FAX0943-22-2664 |
| 大川市障害者基幹相談支援センター | 大川市大字酒見 256-1 大川市福祉事務所内 | TEL 0944-85-5532 FAX0944-86-8483 |
| 行橋市障がい者等基幹相談支援センター | 行橋市中央 1-1-1 行橋市役所内 | TEL 0930-25-1111 FAX0930-22-7952 |
| 小郡市障害者基幹相談支援センター | 小郡市二森 1167-1 | TEL&FAX 0942-72-3175 |
| 大野城市障がい者（児）基幹相談支援センター | 大野城市曙町2丁目2番1号 (福祉課内) | TEL 092-580-1852 FAX 092-573-8083 |
| 宗像市障害者生活支援センター | 宗像市東郷 1-1-1 | TEL 0940-34-2411 FAX0940-34-2422 |
| 直鞍地区障がい者基幹相談支援センター かのん | 直方市津田町 7-20 ※直方市、宮若市、鞍手町、小竹町区域を対象 | TEL 0949-24-1551 FAX0949-24-1552 |
| 那珂川市障がい者（児）基幹相談支援センター | 那珂川市西隈 1-1-1 | TEL 092-953-2211 FAX092-953-2312 |
| 新宮町障がい者基幹相談支援センター | 糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1-1-1 | TEL 092-962-0239 FAX092-962-0725 |



児童相談所

児童相談所は児童福祉法に基づいて設置される18歳未満の子どもに関する相談機関です。重症心身障がい児に関する相談も受け付けています。

| 児童相談所 | 住 所 | 電話番号・FAX |
|----------|---------------|--------------------------------------|
| 福岡児童相談所 | 春日市原町3-1-7 | TEL 092-586-0023 FAX 092-586-0044 |
| 久留米児童相談所 | 久留米市津福本町281 | TEL 0942-32-4458 FAX 0942-32-4459 |
| 田川児童相談所 | 田川市大字弓削田188 | TEL 0947-42-0499 FAX 0947-42-0439 |
| 大牟田児童相談所 | 大牟田市西浜田町4-1 | TEL 0944-54-2344 FAX 0944-54-2374 |
| 宗像児童相談所 | 宗像市東郷1-2-3 | TEL 0940-37-3255 FAX 0940-37-3299 |
| 京築児童相談所 | 豊前市大字ハ屋2007-1 | TEL 0979-84-0407 FAX 0979-82-7560 |

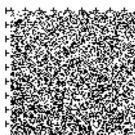
(政令市)

| 児童相談所 | 住 所 | 電話番号・FAX |
|----------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 福岡市こども総合相談センター | 福岡市中央区地行浜2-1-28 | TEL 092-833-3000 FAX 092-832-7830 |
| 北九州市子ども総合センター | 北九州市戸畠区汐井町1-6 (ウェルとばた5階) | TEL 093-881-4556 FAX 093-881-8130 |

地域在宅医療支援センター

在宅医療を希望する患者及びその家族等の相談・支援を行います。在宅療養上の悩みや不安等の相談を受け、訪問看護ステーションや医療機関の情報提供を行います。相談対応時間は月曜～金曜の9:00～16:00です。

| 地域在宅医療支援センター | 住 所 | 電話番号・FAX |
|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 筑紫保健福祉環境事務所 地域在宅医療支援センター | 大野城市白木原3丁目5番25号 筑紫総合庁舎 | TEL 092-513-5583 FAX 092-513-5598 |
| 粕屋保健福祉事務所 地域在宅医療支援センター | 糟屋郡粕屋町大字戸原235-7 | TEL 092-939-1534 FAX 092-939-1186 |
| 糸島保健福祉事務所 地域在宅医療支援センター | 糸島市浦志2丁目3-1 糸島総合庁舎 | TEL 092-322-1439 FAX 092-322-9252 |
| 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 地域在宅医療支援センター | 宗像市東郷1丁目2番1号 宗像総合庁舎 | TEL 0940-36-2366 FAX 0940-36-2592 |
| 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 地域在宅医療支援センター | 飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎 | TEL 0948-21-4815 FAX 0948-24-0186 |



| | | |
|------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 田川保健福祉事務所 地域在宅医療支援センター | 田川市伊田松原通り3292-2 田川総合庁舎 | TEL 0947-42-9345 FAX 0947-46-6112 |
| 北筑後保健福祉環境事務所 地域在宅医療支援センター | 朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎 | TEL 0946-22-3964 FAX 0946-24-9260 |
| 南筑後保健福祉環境事務所 地域在宅医療支援センター | 柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎 | TEL 0944-72-2185 FAX 0944-74-3295 |
| 京築保健福祉環境事務所 地域在宅医療支援センター | 行橋市中央1丁目2番1号 行橋総合庁舎 | TEL 0930-23-2690 FAX 0930-23-4880 |

難病相談支援センター

地域で生活する難病患者とその家族のための相談窓口です。(月曜～金曜 9:00～16:00)

| 難病相談支援センター | 住所 | 電話番号・FAX |
|----------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 福岡県難病相談支援センター | 福岡市東区馬出3-1-1 九州大学病院 北棟2階 | TEL 092-643-8292 FAX 092-643-1389 |
| 福岡県難病相談支援センター (北九州センター) | 北九州市小倉北区馬借1-7-1 北九州市総合保健福祉センター6階 | TEL 093-522-6641 |

福岡県保健福祉環境事務所 難病ホットライン

難病でお困りの方のための電話相談です。

療養上で困ったことなど何でも気軽にご相談下さい。(月曜～金曜 8:30～17:15)

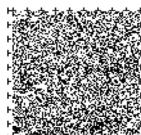
| 福祉事務所名 | 電話 | 福祉事務所名 | 電話 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 筑紫保健福祉環境事務所 | 092-573-3100 | 田川保健福祉事務所 | 0947-44-2766 |
| 粕屋保健福祉事務所 | 092-938-7601 | 北筑後保健福祉環境事務所 | 0946-22-3984 |
| 糸島保健福祉事務所 | 092-321-0083 | 南筑後保健福祉環境事務所 | 0944-72-2610 |
| 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 | 0940-36-7000 | 京築保健福祉環境事務所 | 0930-24-8617 |
| 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 | 0948-23-5820 | | |

障がい者110番

障がいのある方やそのご家族が抱える日常生活上の不安や悩み、福祉・保健・法律問題など各種の心配事を、電話、FAXまたは来所により相談を受ける窓口です。

| 名称 | 対応時間 | | 電話番号・FAX |
|--|------|--|-------------------------|
| 障がい者110番 (福岡県障害者 社会参加推進 センター) | 一般相談 | 月～金 9:00～17:00 | TEL&FAX 092-584-6110 |
| | 専門相談 | 法律相談 第2・4水曜 13:00～15:00 年金相談 第1・3金曜 13:00～15:00 | |

※土日、祝日、年末年始、お盆はお休みです。

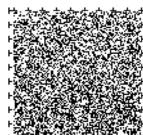


医療的ケア児、重症心身障がい児者を育てる親の会、団体等

福岡県内で活動されている親の会、団体等の紹介です。

| 名 称 | 住 所 | 電話番号・FAX |
|-----------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 公益財団法人 福岡県重症心身障害児(者)を守る会 | 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ内 | TEL092-582-3929 FAX092-582-3930 |
| 公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会 | 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ内 | TEL 092-584-4374 FAX092-584-4378 |
| 社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会 | 福岡市中央区荒戸 3-3-9 福岡市市民福祉ア'バ'内 | TEL 092-713-1480 FAX092-715-3561 |
| 北九州市手をつなぐ育成会 | 北九州市戸畠区沢井町 1-6 ウェルとばた内 | TEL 093-884-1510 FAX093-884-1509 |
| 社会福祉法人 北九州あゆみの会 | 北九州市戸畠区沢井町 1-6 ウェルとばた内 | TEL 093-881-6818 FAX093-881-6870 |
| 特定非営利活動法人 cocolon | 北九州市小倉南区曾根新田 南 1-6-10 | TEL 093-383-7775 |
| 認定NPO 法人 ニコちゃんの会 | 福岡市城南区樋井川 6-37-8 | TEL 092-863-5903 FAX 092-862-0597 |
| 一般社団法人 バンビーノ福祉会 | 久留米市津福本町 718-3 | TEL 0942-80-2552 FAX 0942-80-2552 |
| 特定非営利活動法人 にこり | 遠賀郡岡垣町野間 3-4-24 | TEL 093-282-5810 FAX 093-282-5810 |
| バクバクの会～人工呼吸器とともに 生きる | 大阪府箕面市坊島 4-5-20 みのお市民活動センター内 | TEL 072-724-2007 |
| Nっ子ネットワーク カンガルーの親子 | 筑紫野市二日市北 1-12-15-101 マンマーノ内 | TEL080-8584-0043 |

※手をつなぐ育成会は知的障がい児者のための活動を行う団体です。



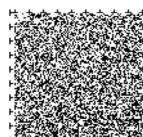
障がい児等療育支援事業

通所、訪問にて療育等支援事業を行っている事業所です。利用料金は無料です。施設に直接お申込みください。

※医療的ケアへの対応は各施設により異なりますので、事前に施設にご相談ください。

※福岡市の障がい児等療育支援事業は就学前の障がいのある児童のみ対象です。

| 施設名 | 施設所在地 | 外 来 | 訪 問 | 電話番号・FAX |
|-------------------|---|--------|--------|-------------------------------------|
| 北九州市立総合療育センター | 北九州市小倉南区春ヶ丘 10-4 | ○ | | TEL093-922-5596 FAX093-952-2713 |
| 北九州市立総合療育センター西部分所 | 北九州市八幡西区若葉 1-8-1 | ○ | | TEL 093-632-3600 FAX093-632-3636 |
| 到津ひまわり学園 | 北九州市小倉北区到津 1-8-8 | ○ | | TEL 093-592-4739 FAX093-592-4740 |
| 若松ひまわり学園 | 北九州市若松区原町 12-34 | ○ | | TEL 093-751-2719 FAX093-751-2761 |
| 引野ひまわり学園 | 北九州市八幡西区鉄王 1-11-30 | ○ | | TEL 093-621-0015 FAX093-621-0035 |
| 北方ひまわり学園 | 北九州市小倉南区北方 2-16-1 | ○ | | TEL 093-921-3879 FAX093-921-3883 |
| 小池学園 | 北九州市若松区大字小敷 566-8 | ○ | | TEL 093-601-2261 FAX093-601-0353 |
| 福岡市立心身障がい福祉センター | 福岡市中央区長浜 1-2-8 (対象区域：城南区、中央区、博多区、南区) | ○ | ○ | TEL 092-721-1611 FAX092-712-5918 |
| 福岡市立東部療育センター | 福岡市東区青葉 4-1-1 (対象区域：東区) | ○ | ○ | TEL 092-410-8234 FAX092-691-3510 |
| 福岡市立西部療育センター | 福岡市西区内浜 1-5-54 (対象区域：早良区、西区) | ○ | ○ | TEL 092-883-7161 FAX092-883-7163 |
| りんどう学園 | 大牟田市今山 755 | ○ | ○ | TEL 0944-53-8204 FAX0944-41-1110 |
| 笠松あんじゅ園 | 飯塚市有安 959-4 | ○ | ○ | TEL 0948-82-0153 FAX0948-82-1058 |
| 蓮の実団地 | 八女市馬場 6-1 | ○ | ○ | TEL 0943-30-3001 FAX0943-30-3003 |
| 恵光園ハイジ | 豊前市大字荒堀 37-12 | ○ | ○ | TEL 0979-82-2676 FAX0979-82-9319 |
| こぐま学園 | 小郡市大板井 1143-1 | ○ | ○ | TEL 0942-72-7221 FAX0942-72-7222 |
| すみれ園 | 太宰府市大字大佐野 42-1 | ○ | ○ | TEL 092-925-4681 FAX092-925-4464 |
| 昭和学園 | 福津市奴山 616 | ○ | ○ | TEL 0940-52-8551 FAX0940-52-4687 |



| 施設名 | 施設所在地 | 外 来 | 訪 問 | 電話番号・FAX |
|-----------------------|------------------------|--------|--------|-------------------------------------|
| 志摩学園 | 糸島市志摩馬場 1079-1 | ○ | ○ | TEL 092-327-2929 FAX092-327-2930 |
| 久山療育園重症児者医療 療育センター | 糟屋郡久山町大字久原 1869 | ○ | ○ | TEL 092-976-2281 FAX092-976-2172 |
| 第二野の花学園 | 朝倉郡筑前町三箇山 1147-2 | ○ | ○ | TEL 0946-42-4131 FAX0946-42-4132 |
| 障がい者支援センター くれそん | 田川市大字夏吉 4205-3 | ○ | ○ | TEL 0947-46-9503 FAX0947-46-9506 |
| 障害者支援センター すきっぷ | 直方市須崎町 16-19 エムズビル 1 階 | ○ | ○ | TEL 0949-28-8831 FAX0949-29-1239 |

9 その他の支援制度（医療費、手当、各種割引）

医療

●養育医療

1. 内容

入院医療を必要とする未熟児（1.出生時体重が 2,000 グラム以下の者または 2.生活力が特に薄弱であって規定の症状を示す者）に対し養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を図ることを目的とした制度（母子保健法第 20 条）です。

指定養育医療機関での治療のみが給付対象となりますのでご注意ください。

2. 窓口

市区町村母子保健担当課（※手続きは出生後 30 日以内に行ってください）

3. 費用負担

- ・世帯の所得水準に応じて自己負担あり。
- ・自己負担分は、子ども医療費支給制度の給付対象（20 ページ参照）。

※オムツ代や衣類代、差額ベッド代など医療費外の費用は自己負担。

●自立支援医療（育成医療・更生医療）

1. 内容

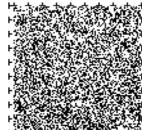
18 歳未満（育成医療）、18 歳以上（更生医療）で身体上の障がいを治療することにより障がいの進行を防いだり、障がいの軽減が可能である場合に必要な医療の給付を行う制度です。

2. 窓口

市区町村障がい福祉担当課

3. 費用負担

自己負担については原則として医療費の 1 割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。



●重度障がい者医療費支給制度

1. 内容

重度障がい者に係る医療費の一部助成制度。市町村事業として実施しているため、市町村によって制度内容が異なる場合があります。

2. 対象者

県内に住所を有し、医療保険に加入している以下のいずれかに該当する重度障がい者

- ・身体障害者手帳の1級、2級
- ・知的障がいのある人で知能指数35以下
- ・身体障害者手帳3級かつ知的障がいのある人で知能指数36以上50以下
- ・精神障害者保健福祉手帳1級（特定期間にある人を除き、精神科病床への入院費用は対象外）

※特定期間とは、3歳から小学6年生までをいいます。

※特定期間にある人は、子ども医療費支給制度と重度障がい者医療費支給制度のいずれか一方が適用されます。

※所得制限（特別障害者手当準拠（特定期間にある人は児童手当準拠））があります。（市町村により緩和あり）

3. 費用負担

医療機関ごとに次の金額を自己負担。（自己負担分を補助する市町村あり）
3歳から小学6年生まで

入院：〈一般世帯〉 500円／日（月7日上限）

〈非課税世帯〉 300円／日（月7日上限）

通院： 500円／月（上限）

中学生以上

入院：〈一般世帯〉 500円／日（月20日上限）

〈非課税世帯〉 300円／日（月20日上限）

通院： 500円／月（上限）

4. 窓口

市区町村重度障がい者医療担当課

●子ども医療費支給制度

1. 内容

小学6年生までの子どもに係る医療費の一部助成制度。市町村事業として実施しているため、市町村によって制度内容が異なる場合があります。

2. 対象者

県内に住所を有し、医療保険に加入している小学6年生までの子ども（市町村により対象拡大あり）

※3歳以上については所得制限（児童手当準拠）あり（市町村により緩和あり）

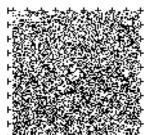
3. 本人負担額

医療機関ごとに次の金額を自己負担。（自己負担分を補助する市町村あり）

3歳未満 無料

3歳以上就学前 入院： 500円／日（月7日上限）

通院： 800円／月（上限）



小学生

入院： 500 円／日（月 7 日上限）

通院： 1,200 円／月（上限）

4. 窓 口

市区町村子ども医療担当課

●ひとり親家庭等医療費支給制度

1. 内 容

ひとり親家庭等の医療費の助成制度。市町村事業として実施しているため、市町村によって制度内容が異なる場合があります。

2. 対象者

県内に住所を有し、医療保険に加入している、

- ・18歳に達する日以後の年度末までの間にある子どもを現に扶養しているひとり親家庭の母及び父
- ・小学校就学後～18歳に達する日以後の年度末までの間にあるひとり親家庭の子
- ・小学校就学後～18歳に達する日以後の年度末までの間にある父母のない子

※所得制限（児童扶養手当準拠）あり。（市町村により緩和あり）

3. 本人負担額

医療機関ごとに次の金額を自己負担。（自己負担分を補助する市町村あり）

入院： 500 円／日（月 7 日上限）

通院： 800 円／月（上限）

4. 窓 口

市区町村ひとり親家庭等医療担当課

●小児慢性特定疾患の医療費助成

1. 内 容

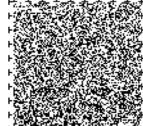
小児慢性特定疾患にかかっている児童等の治療に対し、医療費（医療保険の自己負担分の一部または全額）を助成する制度。医療費の助成を受けるためには、県または3市（北九州市・福岡市・久留米市）が指定した医療機関を受診する必要があります。医療費助成の有効期間は原則1年以内で、必要な場合には更新することができます。

2. 対象者

対象となる16疾患群（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患）のうち、国が定める疾病及び状態の程度である18歳未満の児童（必要と認められる場合には20歳未満まで延長することができます。）。

3. 窓 口

県保健福祉（環境）事務所、北九州市各区役所保健福祉課、福岡市各区保健福祉センター健康課、大牟田市子ども家庭課（令和2年度まで）、久留米市保健所



●難病の医療費助成

1. 内 容

難病のうち指定難病にかかっている患者の治療に対し、医療費（医療保険の自己負担分の一部）を助成する制度。医療費の助成を受けるためには、知事または指定都市の市長が指定した医療機関を受診する必要があります。医療費助成の有効期間は原則1年以内で必要な場合には更新することができます。

2. 対象者

難病のうち指定難病にかかっていると認められる者で、次のいずれかに該当する者。

ア その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度である者。

イ 当該支給認定の申請のあった月以前の12月以内に指定難病に係る医療費が33,330円を超える月数が既に3月以上ある者。

3. 窓 口

県保健（福祉）環境事務所、北九州市各区役所保健福祉課、福岡市各区保健福祉センター健康課、大牟田市保健衛生課（令和2年度まで）、久留米市保健所

手当等

●障害児福祉手当

1. 内 容

重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅障がい児に対して手当を支給する制度です。

2. 対 象

20歳未満で別表2に該当する者、ただし施設入所者及び障がいを事由とする公的年金受給者は除きます。

3. 所得制限

別表1参照

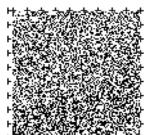
4. 支給額（2、5、8、11月支給）

月額14,790円

※支給額は令和元年度時点のもので改定されることがあります。

5. 窓 口

市町村担当課、北九州市各区役所保健福祉課、
福岡市各区保健福祉センター・介護保険課



別表1 手当所得制限額表 (令和元年9月現在)

①受給者の所得制限

(単位：円)

| 手当種別 | 扶養親族数 | | | | |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 以降 1人につき※ |
| 特別児童扶養手当 | | | | | |
| | 4,596,000 | 4,976,000 | 5,356,000 | 5,736,000 | 380,000 加算 |
| 特別障害者手当・障害児福祉手当経過措置による福祉手当 | | | | | |
| | 3,604,000 | 3,984,000 | 4,364,000 | 4,744,000 | 380,000 加算 |

②配偶者または扶養義務者の所得制限

| 手当種別 | 扶養親族数 | | | | |
|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 以降 1人につき |
| 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置による福祉手当・特別児童扶養手当 | | | | | |
| | 6,287,000 | 6,536,000 | 6,749,000 | 6,962,000 | 213,000 加算 |

この所得制限額表は一応の基準ですので世帯により異なることがあります

別表2

- 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

●特別児童扶養手当

1. 内容

心身に障がいのある児童の扶養のために、その父母または養育者に対して手当を支給する制度です。

2. 対象

20歳未満の障がい児（障がいの程度は国民年金障害基礎年金と同程度）

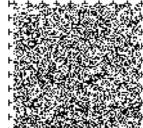
3. 所得制限

別表1 参照

4. 支給期及び支給額（4、8、11月支給）

1級 月額 52,200円 2級 月額 34,770円

※支給額は令和元年度時点のもので改定されることがあります。



5. 窓 口

市町村担当課、北九州市各区役所保健福祉課、
福岡市各区保健福祉センター子育て支援課

●特別障害者手当

1. 内 容

著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に対して支給されます。

2. 対 象

20歳以上の在宅の重度障がい者で次のいずれかに該当する場合

- (1) 別表の①から⑦までに規定する障害もしくは病状が2つ以上ある者
- (2) 別表の①から⑦までに規定する障害もしくは病状が1つあり、かつ、その障害以外に国民年金障害基礎年金の2級程度の障害が2つあり、あわせて3つの障害がある者
- (3) 別表の③から⑤までに規定する身体の機能の障害が1つあり、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる者
- (4) 別表の⑥または⑦に規定する病状または障害が1つあり、その状態が絶対安静または日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる者

3. 制 限

- ①社会福祉施設（老人ホーム、国立療養所含）に入所している者は除く
- ②病院または診療所に継続して3ヶ月を越える入院をしている者は除く

4. 所得制限

障害児福祉手当と同じ（別表1参照）

5. 支給額（2、5、8、11月支給）

月額 27,200円

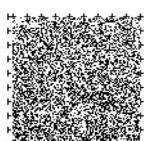
※支給額は令和元年度時点のもので改定されることがあります。

6. 窓 口

市町村担当課、北九州市各区役所保健福祉課、
福岡市各区保健福祉センター・介護保険課

別表 特別障害者手当障害等級表

- | | |
|---|---|
| ① | 両眼の視力の和が0.04以下のもの |
| ② | 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの |
| ③ | 両上肢の機能に著しい障害を有する者または両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの |
| ④ | 両下肢の機能に著しい障害を有する者または両下肢を足関節以上で欠くもの |
| ⑤ | 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの |
| ⑥ | ①から⑤までに掲げる者のほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を要する病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| ⑦ | 精神の障害であって、①から⑥までと同程度以上と認められる程度のもの |



●障害基礎年金

1. 内容

障害基礎年金は、年金制度に加入している間に障がいの原因となる病気やケガについて初めて診療を受けた日があることが必要ですが、年金制度に加入する20歳前に病気やケガにより一定の障がいの状態となった場合も、20歳から受給することができます。

2. 受給要件

症状が出現し、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日が、20歳前（年金制度に加入していない期間）にある場合。

※出生直後に、あるいは乳幼児期の健康診断（6ヶ月～3歳時健診）、または養護学校、更生相談所等の各種検査のいずれかにおいて、医師または歯科医師の診断により、20歳までに障がいが確認されている場合や、療育手帳等が交付されている場合を含みます。

※法令で定める障がいの状態に該当する必要があります。

※ご本人の所得によって年金の一部または全部が支給停止になることがあります。

3. 支給額（2、4、6、8、10、12月支給）

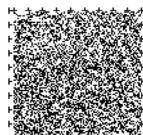
1級 月額 81,260円

2級 月額 65,008円

※支給額は令和元年度時点のもので改定されることがあります。

4. 窓口

市区町村国民年金担当課



別表3 国民年金法施行令別表

| 程度 | 番号 | 障害の状態 |
|----|----|--|
| 1級 | 1 | 両眼の視力の和が0.04以下のもの |
| | 2 | 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの |
| | 3 | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの |
| | 4 | 両上肢のすべての指を欠くもの |
| | 5 | 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの |
| | 6 | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの |
| | 7 | 両下肢を足関節以上で欠くもの |
| | 8 | 体幹の機能に座っていることができない程度または立ちあがることができない程度の障害を有するもの |
| | 9 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| | 10 | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |
| | 11 | 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

| 程度 | 番号 | 障害の状態 |
|----|----|---|
| 2級 | 1 | 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの |
| | 2 | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの |
| | 3 | 平衡機能に著しい障害を有するもの |
| | 4 | そしゃくの機能を欠くもの |
| | 5 | 音声または言語機能に著しい障害を有するもの |
| | 6 | 両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの |
| | 7 | 両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの |
| | 8 | 一上肢の機能に著しい障害を有するもの |
| | 9 | 一上肢のすべての指を欠くもの |
| | 10 | 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの |
| | 11 | 両下肢のすべての指を欠くもの |
| | 12 | 一下肢の機能に著しい障害を有するもの |
| | 13 | 一下肢を足関節以上で欠くもの |
| | 14 | 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの |
| | 15 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの |
| | 16 | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |
| | 17 | 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。



●障害年金生活者支援給付金

1. 内容

障害基礎年金の受給者に対し、福祉的な給付措置として生活の支援を図ることを目的として支給される給付金です。

2. 支給要件

障害基礎年金の受給者
前年の所得が一定基準以下

3. 給付額

1級 月額 6,250円
2級 月額 5,000円

※給付額は令和元年度時点のもので改定されることがあります。

4. 窓口

市区町村国民年金担当課

●高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所・入所）給付費

1. 内容

同一世帯に障がい福祉サービスや障がい児支援等を利用している方が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合は、市町村で申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」、「高額障害児（入所・通所）給付費」として返金される制度です。

返金は申請をすることで後から行われる（償還払い方式）ので、詳しくは窓口にお問合せください。

2. 窓口

市区町村障がい福祉担当課

●特別支援教育就学奨励費の支給

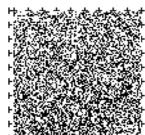
1. 内容

障がいのある幼児、児童または生徒の特別支援学校、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）もしくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）への就学のため必要な経費について全額または一部を補助する制度です。経費の内容は次のとおりです。

①教科用図書購入費 ②学校給食費 ③交通費 {通学費（本人、付添人）、帰省費（本人、付添人）、職場実習費、交流及び共同学習費} ④寄宿舎居住に伴う経費（寝具購入費、日用品等購入費、食費） ⑤修学旅行費 {修学旅行費（本人、付添人）、校外活動等参加費（本人、付添人）、職場実習宿泊費} ⑥学用品購入費（学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費）

2. 窓口

学校



補装具等

●身体障がい児（者）の補装具費（購入、借受けまたは修理）の支給

1. 内容

身体障がい児（者）の障がいのある部分を補うために必要な補装具の購入、借受けまたは修理を行った場合に補装具費を支給する制度です。ただし、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は公費負担の対象外となります。事前に申請が必要です。

2. 費用負担

基本は1割負担。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限を設定。

3. 窓口

市町村障がい福祉担当課、北九州市各区役所保健福祉課、福岡市各区保健福祉センター・介護保険課

●日常生活用具給付等事業（市町村）

1. 内容

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する制度です。

給付内容は、市町村や障がいの程度により異なります。（別表参照）

2. 対象

市町村により異なります

3. 費用負担

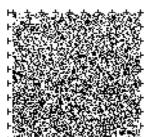
市町村により異なります

4. 窓口

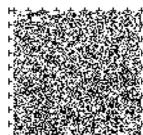
市町村障がい福祉担当課、北九州市各区役所保健福祉課、福岡市各区保健福祉センター・介護保険課

※日常生活用具参考例（各市町村により給付内容が異なります）

| 種目 | 対象者 |
|--------------|-------------|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 |
| | 特殊マット |
| | 特殊尿器 |
| | 入浴担架 |
| | 体位変換器 |
| | 移動用リフト |
| | 訓練いす（児のみ） |
| | 訓練用ベッド（児のみ） |
| 支援用具 自立生活 | 入浴補助用具 |
| | 便器 |



| | 種目 | 対象者 |
|-------------|---------------------------|----------------------------------|
| 自立生活支援用具 | 頭部保護帽 | |
| | T字状・棒状のつえ | 平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい |
| | 移動・移乗支援用具 | |
| | 特殊便器 | 上肢機能障がい |
| | 火災警報器 | 障がい種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難 |
| | 自動消火器 | |
| | 電磁調理器 | 視覚障がい |
| | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | |
| 在宅療養等支援用具 | 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障がい |
| | 透析液加温器 | 腎臓機能障がい等 |
| | ネブライザー（吸入器） | 呼吸器機能障がい等 |
| | 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能障がい等 |
| | 酸素ボンベ運搬車 | 在宅酸素療法者 |
| | 盲人用体温計（音声式） | 視覚障がい |
| 情報・意思疎通支援用具 | 盲人用体重計 | |
| | 携帯用会話補助装置 | 音声言語機能障がい |
| | 情報・通信支援用具※ | 上肢機能障がいまたは視覚障がい |
| | 点字ディスプレイ | 盲ろう、視覚障がい |
| | 点字器 | |
| | 点字タイプライター | |
| | 視覚障害者用ポータブルレコーダー | |
| | 視覚障害者用活字文書読上げ装置 | 視覚障がい |
| | 視覚障害者用拡大読書器 | |
| | 盲人用時計 | |
| | 聴覚障害者用情報受信装置 | |
| | 人工喉頭 | 喉頭摘出者 |
| | 福祉電話（貸与） | 聴覚障がいまたは外出困難 |
| | ファックス（貸与） | 聴覚または音声機能もしくは言語機能障がいで、電話では意思疎通困難 |
| | 視覚障害者用ワードプロセッサー (共同利用) | |
| | 点字図書（福岡市は無し・点字図書給付事業で対応） | 視覚障がい |



| 種目 | 対象者 | |
|----------|--|---|
| 排泄管理支援用具 | ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具） 紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品） 収尿器 | ストーマ造設者、高度の排便機能障がい、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者、高度の排尿機能障がい |
| 作居補助用具 | 住宅改修費 (福岡市は無し・住宅改造助成事業で対応) | 下肢、体幹機能障がいまたは乳幼児期非進行性脳病変 |

※情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。

その他事業

●心身障がい児療育訓練

1. 内容

心身障がい児に対し、心理的手法によるリハビリテーションを実施することにより、機能の拡大と回復を図ります。

2. 対象

脳性小児マヒ児を主体とする障がい児

3. 窓口

社会福祉法人夜須高原福祉村 やすらぎ荘
朝倉郡筑前町三箇山508 TEL0946-42-2097

●肢体不自由児等早期訓練

1. 内容

在宅の肢体不自由児等に対して個別的または集団的に、運動機能、言語機能の訓練等を県内各地の委託した施設にて行います。

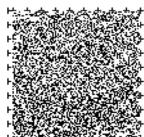
※内容は、子どもの状態と年齢によって異なります。

2. 対象

在宅の肢体不自由児等（原則として乳幼児）

3. 窓口

福岡県福祉労働部障がい福祉課 社会参加係 TEL092-643-3264
FAX092-643-3304



●ふくおか県障がい児者美術展

1. 内 容

障がいのある方のさらなる制作意欲の向上を促進し、県民に対して、障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を提供することを目的に、毎年10月～12月頃に美術展を開催しています。

2. 作品募集期間

毎年6月～9月頃

3. 応募対象

福岡県在住または福岡県に通勤・通学（所）している障がい児者の方

4. 窓 口

ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会事務局 TEL092-643-3383
(福岡県人づくり・県民生活部文化振興課内) FAX092-643-3347

割引、税の減免等

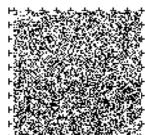
●割引制度（鉄道、バス、航空機、船舶、タクシー、有料道路、NHK受信料等）

※障がいのある方本人のみの場合、介護者も割引になる場合等がありますので各事業所にお問い合わせ下さい。

●各種所得、税金の控除、軽減、減免、非課税

各種所得控除、自動車税・取得税の減免、住民税の軽減、相続税の控除、贈与税の非課税（特定障害者扶養信託）、消費税の非課税（身体障害者用物品関係）

※各制度における対象要件については、課税事務所（国、県、市区町村窓口）にお問い合わせ下さい。



10 人工呼吸器等を使用されている皆さまへ

患者様へ

人工呼吸器等を使用されている皆さまへ

落雷や豪雨等の災害による停電に備え、今一度ご確認をお願いします。

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課



チェック 1

定期的に医療機器メーカーのメンテナンスを受けましょう。

ご使用の医療機器については、人工呼吸器のように、通常一定の期間で、機器販売会社が定期点検をするものもあります。

外部バッテリーや加湿器など、周辺機器も含め定期点検を受けましょう。

チェック 2

非常に必要なもの（外部バッテリーや酸素ボンベ）は常備しておきましょう。

非常時には外部バッテリーが有効です。できるだけ外部バッテリーを準備しておきましょう。

酸素濃縮器を使用されている方は、主治医などと相談し必要に応じ酸素ボンベをご準備ください。2時間程度の停電の場合、400Lボンベが3本（または150OLボンベ1本）程度あると安心です。

チェック 3

外部バッテリーは、定期的に新しいものと交換し、常に充電しておきましょう。

外部バッテリーには寿命があります。外部バッテリーは常に充分に充電された状態にしておきましょう。寿命を越えた外部バッテリーはフル充電ができないため、稼働時間が極端に短くなるおそれがあります。外部バッテリーには購入の年月日を貼り、外部バッテリーの寿命の期限を確認し、期限が過ぎたら早めに新しい外部バッテリーと交換しましょう。

チェック 4

停電時電源異常時にアラームが正しく作動するか確認しておきましょう。

人工呼吸器等には電源の異常を知らせるアラーム機能がついています。停電等電源に異常があった場合に正しく作動するかあらかじめ確認しておきましょう。



チェック 5

療養者に付き添う方は、蘇生バッグ（アンビューバッグ）での人工呼吸ができるようにしましょう。

蘇生バッグは、人工呼吸器が使用不可能な状態になった場合、最も呼吸確保に役立つものです。

いつでも使えるように、療養者の傍らに常に準備しておいて下さい。また、ご家族等は蘇生バッグの適切な使用方法を医師等から指導を受け、劣化して穴などあいていないかチェックを行い、いつでも使えるようにしておいて下さい。



チェック 6

吸引器は設置型の他に、充電式（内部バッテリーで作動するポータブル型）あるいは足踏み式、手動式のいずれかの吸引器を準備しましょう。

吸引器は、病状に合った吸引力のあるものを医師等と相談して選択してください。使用方法を確認し、いざという時にすぐに使えるようにしておいて下さい。

チェック 7

蘇生バッグや外部バッテリーなどの代替機器の利用時間には限りがあります。停電状態が長時間続く場合に備えて、主治医の先生と緊急時の入院先について、相談しておきましょう。

また、緊急連絡表を作成し、移動手段や支援者についても確認しておきましょう。

不測の事態に備え、緊急時の入院先について、平時から主治医の先生と相談しておきましょう。

停電時は固定電話が通じない場合があります。事前に停電時に使用できるかどうか確認のうえ、使用できない場合は、緊急の連絡方法を確保しておきましょう。

作成した緊急連絡先は身近なところに置き、療養者に関わる方々が情報を共有しておくことも大事です。

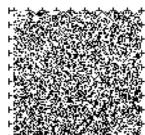
チェック 8

もし、停電になった場合、窓を開けるなどして室温調整を行うとともに、こまめな水分補給を行い、熱中症を予防しましょう。

不測の事態により停電が実施された場合には、窓を開け、遮光カーテンやすだれの活用により、室温調整を行いましょう。

熱中症は、高温多湿な状態で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能がうまく働かないとおこりやすくなります。症状は、大量の汗をかく、吐き気がする、体のだるさなどです。

予防のためには、「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です。こまめな水分補給につとめ、通気性の良い衣服等で体温調節を心がけましょう。時々、体温測定をし、体温が上がりそうな場合、保冷剤・氷・冷たいタオル等で体を冷やしましょう。



△災害備蓄品と非常用持出用品リスト

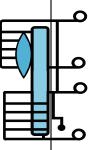
災害時に備えて、災害備蓄品と非常用持出用品をすぐに手に取れるよう、ベッドの下などにひとまとめにして用意しておきましょう。
必要な衛生材料等については、あなたの受け持ちの主治医又は看護師に確認してもらいましょう。

| 品目 | チェック欄 | 品目 | チェック欄 |
|---|--------------------|--------------------------------------|-------|
| ① 緊急バッグ（アンピューバッグ） | ⑦ 外部バッテリー (充電済) | ※外部バッテリーは人工呼吸器に常に接続した状態にしておくものがあります。 | |
| ② 気管カニューレ | | | |
| ③ 予備吸引器 □手動・□携帯・□足踏み式 | | | |
| ④ 予備の吸引チューブ（約10本） | | ⑥ 経管栄養剤（1週間分） | |
| ⑤ 予備の人工呼吸器回路 (1セット) 人口鼻 | | ⑦ 服薬（1週間分） | |
| ⑧ 衛生材料 □ガーゼ □滅菌グローブ □叢留水（2リットル×約6本） □消毒薬 □スプレー式手指用消毒液 □50mL注射器（約5本） | □ □ □ □ | ⑨ その他 | □ |
| 非常用持出袋 (すぐに手に取れるようにベッドの下などにひとまとめにしておきましょう) | | | |
| ※懐中電灯・スリッパ・ラジオ・簡易トイレ・飲料水・食料品・軍手・タオル・ティッシュペーパー・ウェットティッシュなど | | | |
| ※健診保険証・医療証・障害者手帳・服薬手帳など | | | |

災害時の手引き

在宅人工呼吸器などを使用している方へ

災害時に備えて、必要事項をこの手引きに記入し、準備をしておきましょう。この手引きは、人工呼吸器など、医療機器の側に置き、避難時に持つべきです。



◆◆ 備えのポイント ◆◆

- ① 緊急時にすぐに入れるように、使い方の確認、練習をしましょう。
- ② 複数の人が緊急バッグの操作ができるようにします。
- ③ 人工呼吸器や吸入・吸引器のハッテリーは、充電しておき、緊急時に常に使用できる状態にしておきましょう。
- ④ 外部バッテリーは使用してなくても2年程度での交換が推奨されています。定期的に新しいものと交換して下さい。
- ⑤ 吸引器は設置型の吸引器の他に、充電式の内部バッテリーで作動するボータブルあるいは足踏み式、手動式のいずれかの吸引器を準備しましょう。
- ⑥ 吸引器のバッテリー持続時間（連続使用）を把握しておきましょう。
- ⑦ 概ね

- ⑧ 部屋の安全点検と対策を行いましょう。
 - ・ベッドの周囲には落ちてくると危険な物はおかないようにします。
 - ・家具が倒れないように固定します。
 - ・人工呼吸器などの器具などが壊されないよう工夫します。
 - ・懐中電灯などを入れた、非常用持出袋はすぐには手に取れるように、ベルトの下などに保管します。
- ⑨ 災害時の避難場所、避難ルートについて確認しておきましょう。

- ⑩ 緊急時の対応については、あなたの支援者（主治医、訪問看護師、保健師など）と日頃からよく相談しておきましょう。

福岡県保健医療介護部

お問い合わせ電話番号 **0120-411-910**

郵便メールサービスに関する
お問い合わせ

※ 受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時
(土日祝日および年末年始を除く)

◇療養者の基本情報

| | | | |
|---------|--|------|--|
| 氏名 | | 生年月日 | |
| 住所 | | 電話 | |
| 主な介護者氏名 | | 携帯電話 | |

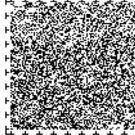
◇緊急連絡先リスト

| 名 称 | 統柄・担当者 | 電 話 | 住 所 |
|------------------------|---|-----|-----|
| 家族 ・ 親 友 人 | | | |
| かかりつけ 医院 | | | |
| 専門 病院 | | | |
| 訪問看護ステーション | | | |
| 訪問看護ステーション | | | |
| 人工呼吸器取扱業者 | | | |
| 在宅酸素 取扱業者 | | | |
| 吸引・吸入器取扱業者 | | | |
| 市 町 村 | | | |
| 消防署 | | | |
| 避 難 所 | | | |
| 保 健 所 | | | |
| 居宅介護支援事業所 | | | |
| ヘルパーステーション | | | |
| 民 生 委 員 | | | |
| 電 力 会 社 | | | |
| 災害伝言 ダイヤル | 171 | | |
| 福岡県 防災ホームページ | https://www.bousai.pref.fukuoka.jp/ | | |

◇療養者の身体・日常生活リスト

情報記入日：令和 年 月 日

| 病 名 | | 状 态 | | | |
|--|---|---|--------------------------------------|----------------------------|---|
| 呼吸障害 | | なし・あり | | | |
| 吸 引 | | なし・あり | | | |
| 吸引回数： | 吸引チューブ：サイズ | 回数： | 回／日 | うち夜間 | 回／日 |
| 方法：気管切開による侵襲的陽圧呼吸療法(IPPV)・ 気管カニュース等による非侵襲的陽圧呼吸療法(NPPV)・ 在宅酸素療法 mm：製品名 | 方法：気管カニュース等による非侵襲的陽圧呼吸療法(NPPV)・ 在宅酸素療法 mm：製品名 | 方法：経鼻・胃ろう・NIV・その他（ 経管栄養採取量： ml／日） | 方法：肺脱力テール留置・自己導尿・他（ 通常量： ml／日） | 方法：洗腸・他（ 排便回数： ml／日） | 方法：経鼻・胃ろう・NIV・その他（ 経管栄養採取量： ml／日） |
| 排 泄 | 自立 ・ その他 | 排尿 | 方法：ストレッチャー・車椅子 | 注意事項： 具体的な事項： | 方法：ストレッチャー・車椅子 |
| 移 動 | 自立・要介助 | 会話・その他 | 方法：会話・その他（ 会話アレルギー | ありの場合は薬剤名： | 方法：会話・その他（ 会話アレルギー |
| ◇人工呼吸療法などの詳細(設定) | | | | | |
| ◇気管切開による侵襲的陽圧呼吸療法 | | | | | |
| 記 入 日 | 年 月 日 | 記 入 日 | 年 月 日 | 記 入 日 | 年 月 日 |
| 種類・機種 | | 種類・機種 | | 種類・機種 | |
| 換気モード | | 換気モード | | 換気モード | |
| 1回換気量 | | 1回換気量 | | 1回換気量 | |
| 換気回数 | | 換気回数 | | 換気回数 | |
| 吸気時間 | | 吸気時間 | | 吸気時間(Ti) | |
| 感 度 | | 感 度 | | 感 度 | |
| 気道内圧 下限アラーム | | 気道内圧 上限アラーム | | ライズタイム | |
| 気道内圧 上限アラーム | | 気道内圧 上限アラーム | | 装着時間 パッテリー持続時間(内部+外部) | 24時間・夜間 その他： 時間 時間 |
| PEEP圧 (参考値) | | PEEP圧 (参考値) | | PEEP圧 (参考値) | 24時間・夜間 その他： 時間 時間 |
| 装着時間 | その他： 時間 | 装着時間 | その他： 時間 | 酸素流量 | ml/分 |
| 間(内部+外部) | | | | 間(内部+外部) | 時間 |
| ◇在宅酸素療法 | | | | | |



11 2019ふくおか県障がい児者美術展作品

「2019ふくおか県障がい児者美術展」掲載作品

表紙



福岡県知事賞(小・中学校の部 写真)
「雨滴」
福地 佳菜(ふくち かな)さん

裏表紙



福岡県議会議長賞(小・中学校の部 写真)
「海のみえるカフェ」
大河 満月(おおかわ みづき)さん

2ページ

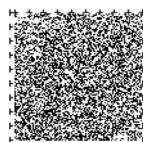


福岡県知事賞(小・中学校の部 絵画)
「おおきいのとったどー！」
佐藤 康晴(さとう こうせい)さん

3ページ



福岡県教育委員会賞(小・中学校の部 絵画)
「向日葵畑の蜜蜂」
山川 泰知(やまかわ たいち)さん



「2019ふくおか県障がい児者美術展」掲載作品

10ページ

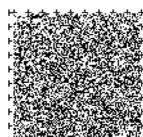


福岡県議会議長賞(小・中学校の部 絵画)
「自画像」
太田 悠(おおた ゆう)さん

25ページ



福岡県教育委員会賞(小・中学校の部 絵画)
「おしゃべりなオオバタン」
金子 晃大(かねこ こうだい)さん





福岡県医療的ケア児支援情報ハンドブック

-
- 発行日 令和2年3月
 - 発 行 福岡県福祉労働部障がい福祉課
 - 所在地 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
 - 電 話 092-643-3263
 - FAX 092-643-3304
 - メール jiritsushien@pref.fukuoka.lg.jp
-

